

長 第 4173 号
平成27年3月20日

各サービス付き高齢者向け住宅事業者 殿

山梨県福祉保健部長寿社会課長
(公印省略)

介護保険法で規定する「住所地特例対象施設」について（通知）

日頃から、本県の高齢者福祉の推進にご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、介護保険法の改正により、平成27年4月1日から有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅についても、他の有料老人ホームと同様に住所地特例の対象となります。（ただし、平成27年4月1日以降に入居される方に適用）

貴事業所につきましては、判断基準となるサービスのひとつである、「食事の提供」を行っていることから、有料老人ホームに該当します。

つきましては、別紙を参照の上、保険者への住所地特例の適用の届書等へのご対応をお願いいたします。

山梨県 福祉保健部 長寿社会課
介護基盤整備担当 渡邊

TEL 055-223-1451

FAX 055-223-1469

E-mail:watanabe-zhw@pref.yamanashi.lg.jp